

## 《研究論文》

# 佐藤信淵と黄宗羲の學校論についての一考察

周 禪 鴻

### 一. 始めに

「學校」という名称は既に《孟子》「設為庠序學校以教之」に見られ、また《三國志・呉・薛綜傳》「建立學校，導之經義」とあるように、古くからの語彙である。

前稿「教育の語源学(2) - 〈學〉〈校〉の原像」<sup>1)</sup>において既に東アジア大陸における古代の學校について論述したが、日本においても古くから「學校」という名称は頻繁に使用されてきた。《養老令・職員令式部》に既に「學校を掌る」との文が見え<sup>2)</sup>、貝原益軒は《懷風藻・序》に基いて「我朝學校を立る事、天智天皇の御時に始る」と説いたが<sup>3)</sup>、後に《大和事始正誤卷之下》で「按、大學寮の名、持統天皇より以前、天武天皇紀に見えたり。日本紀、天武天皇四年正月丙午朔、大學諸學生云云。是文にて考ふれば、懷風藻の、天智天皇の御時始ると云を正説とせん歟」と改定した。しかし、ほとんどの学者はその學校の実在性については疑問視している。近藤正齋の《右文故事・卷之九》によれば、慶長六年(1601)九月に徳川家康が伏見に円光寺學校を建て、足利學校から僧三要を移して庠主とした。円光寺學校は、「畿内寺社ノ訟ヲ分タシム。又都鄙ノ國學ヲ掌ラシム。仍テ洛陽學校ト称ス」<sup>4)</sup>、つまり争いを裁いて國學を管理する機関であるが、儒教的な「學校」の責任者が僧であることに仏・儒混在の様が窺える。だが、その滑稽な現象は円光寺學校に限らず、昌平坂聖堂においても<sup>5)</sup>、儒学を教える「寺子屋」においても同様であった。

僧侶・商工・樂伎などの入学を禁じたのは、幕府が寛政三年(1791)に聖堂の管理権を林家から取り上げ直接管理することになった二年後、寛政五年(1793)に制定された學校行政に関する規定である。その規定の中に、「員長 定員二名 生徒の教育を掌り」、「學校はこれ材を育て、善を首じむるの地にして、教化の由つて出づる所なり」(〈第二則・

行儀〉)とあり、「學校」の本質と目的を説いている<sup>6)</sup>。

近世の儒学者たちにも學校に関する論説が多く、山鹿素行の《山鹿話類・卷七》には「學校を設け道學を立つ」の章があり、熊沢蕃山の《大學或問》には「十九、學校の政の事」がある。政策論として大學なるものを説明する書物であるが、それは王陽明の《大學問》を継承したものと見えよう。また、白井東月は、藩主から藩士の墮落風俗に対する改革を求められた際に、「総べての役人を多く學校の中より採用せられんには、末々は自然に、此惡風も改るべし」と、政治改革のためにはまず學校から優秀な官吏を養成すべきだと主張した<sup>7)</sup>。それを承けて致道館が建設されるのだが、そのために内外の學校制度を考察して結晶した鶴峯子の《學校記》がある。

だが、本稿では、前稿で明らかにした古代學校と近代の學校との架橋を考察しようとするに際して特異な位置を占めると考えられる佐藤信淵(明和六年・1769(四年説もある) - 嘉永三年・1850)の學校論をとり上げてみよう。

というのも、佐藤信淵は、先駆的に「東京」という名称を用い東京への遷都を提唱していた人物であり、また「小學校」という名称も用いて學校論を著しており、それらが明治維新の言論に少なからぬ影響を与えたと推定される人物だからである。その佐藤信淵の學校論を分析することによって、學校イメージの中に、前稿で析出しその後の文明化の過程で変質を遂げてきた學校の原像がどのように露頭しているかを見定めることができるであろう。

### 二. 佐藤信淵という国学者

佐藤信淵が江戸期において既に「東京」への遷都を提言していたこと、また「小學校」という名称を使用して《垂統秘録》に「小學校篇」を著していたことに、さきほど言及した。佐藤信淵の東京遷都論

とは、《混同秘策・卷之一・東京》にある「東京ノ畿内ハ関東八州ナリ。……故ニ皇都ハ宜ク此地ニ建テ、永ク移動スルコト無カルベシ」<sup>8)</sup>を指す。ここで既に「東京」という名称を用いられていることは留目に値する。その「東京」への遷都の理由の一つに「學校」を挙げているのである。この論は、江戸の幕臣・開成所教授である前島密に接続したように思われる。といのも、彼が大久保利通に届けた江戸遷都論の書簡にも、「浪華に遷さば宮闕・官衙・第邸・學校等皆新築をなさざるべからず。江戸に在りては官衙備り學校大なり。」と、信淵同様に江戸に遷都する利点を列挙したところに「學校」をあげていたからである<sup>9)</sup>。大阪より東京のほうが国都に適合する理由の一つとして挙げられた「學校」はいわゆる藩校寺子屋レベルのものではないだろう。

ところで、「小學校」の名称はいつ頃からあったのだろうか。《禮記・王制》に「小學在公宮南之左」とあり、「小學」は古代から存在していた。しかし、小學校は江戸の寺子屋から発展してきたものだという学者も多い。果たしてそうであろうか。もしそうであればなぜそのまま「寺子屋」という名称を使わずに「小學校」という新たな名称を使用したのであろう。確かに、小學校制度の実施に際して寺小屋の施設を利用したことがあったが、小學校と寺小屋の本質と目的が異なっていることを指摘しなければならない。

伊藤博文が明治二年正月に提出した〈國是綱目〉の第五条に、「乃チ大學校ハ東西全京ニ營シ、府藩縣ヨリ郡村ニイタル迄小學校ヲ設ケ」との主張があり、そこに「小學校」は現われている。しかしそれ以前に、明治新政府の重要人物である尊皇派の岩倉具視が、慶応三年三月に攝政二條齊敬に提出した〈濟時策〉において、国政一新の案として、「七道ノ觀察使府ニ命シテ管轄内ニ數百箇所ノ小學校ヲ設ケテ幼童ニ五倫ノ道ヲ教諭スルコトヲ努メシム可シ」と述べ、「小學校」の設立が提案されていた。なお、彼は明治二年六月に、「皇道」を明らかにするためには「宜ク全国大小學校ヲ設ケ彝倫ノ道ヲ講明スルヲ以テ基礎ト為スヘシ」と〈時務數件〉に意見を陳述している<sup>10)</sup>。

明治維新では平田派國學の活躍が目立ち、岩倉具視・大久保利通に建策していた平田篤胤・玉松操らが、明治元年に新政府の取調の局にあった學校掛に任命され、「神聖之大道ヲ奉シ修身齊家及ヒ顯幽分

二ノ微旨天地ノ大義ヲ學生ニ教授ル」と主張し〈學舎制〉を作成したという事実は案外に重要であろう。上に引用した文は平田篤胤の説に則したものであり、古学の核心である「古道」は「天上天下顯世幽界の微旨を探りて、是を身に本づけ、修身齊家はさらなり、治國平天下の道」と篤胤が言ったことに由来している<sup>11)</sup>。こうした歴史的な文脈の中で、儒教的道徳の色彩が強いはいへ、平田篤胤に従った佐藤信淵の著作は、大久保利通が特に注目していたところであった。信淵の書は明治初期から広く読まれ、昭和十年代にはさらに多数の研究書が著されることになった。彼の思想は日本の近代教育行政に影響を与えたことは看過できないものであると考えられる。その信淵の著作に既に「小學校」という語彙は出現し、小學校のあり方についても詳述していた。近代明治政府が各地域に作った「小學校」は、佐藤信淵に深く関わっているのではないかと推測されるのである。

佐藤信淵は羽後國(出羽国雄勝郡)に生まれた。字は元海、通称百輔。また百祐・松庵など多数の字號を持っていた。彼の著書によれば、家學の鉞・農學を受け継ぎながら江戸で蘭學者宇田川玄隨(槐園)に師事し、また四十七歳に平田篤胤と幕府の神道方吉川源十郎について國學を学んだ。本居宣長の學を受けた平田は文化九年以降独自の國學思想を形成し、「世に國學者と名稱する人々は、歌物語ふみをのみ耽耽りて、道のことをば等閑に捨おき」(《俗神道大意》)と痛論し「古道」こそ國學の中心であることを主張していた。その篤胤の國學思想の柱として「産靈二神」があり、「世間に有とある事は、此天地を始めて萬の物類も事業も、悉に皆此の二柱の産靈大御神の、産靈に資て成出るものなり」(《古史傳・一》)と、産靈神の生成の働きを強調し天之御中主神の主宰神としての性格を確立させ、宇宙全体の支配構成を明確化している。佐藤信淵の思想にそれが深く浸透したことは信淵の著作から窺える。また、「青海原潮の八百重の留る限り、この國土に有りである百八十の國々を、悉々に所知看すべき大君に坐す」(《靈能眞柱・下》)という平田篤胤の説を継承し、佐藤信淵は《混同秘策》に「所知青海原潮之八重也とは、皇祖伊邪那岐大神の速須佐之男命に事依し賜ふ所なり、然れば則ち産靈の神教を明にして以て世界萬國の蒼生を安ずるは、最初より皇國に主たる者の要務たることを知る」と嘯き、積極的に世界への責任を強調した。昭和期に成された《佐藤信淵

武學集》の〈編纂趣意書〉に「日本は萬邦無比の神武國である。神皇の正統を永劫無窮の天柱と仰ぎ、神武瓊矛の修理固成を永遠の使命とするこの國こそは、まさしく八紘一宇、皇道世界建設の根源である」<sup>12)</sup>、とあったのも信淵がたんなる国家主義者ではなく、後の大東亜共栄圏思想にも連なる日本を中心とする世界主義者であったためである。

また、平田篤胤は「古學する徒は、まず主と大倭心を堅むべく、この固めの堅在では、眞の道の知がたき」(《靈能眞柱・上》)と言うが、その「大倭心」は、佐藤信淵にあっては「倭魂」と表現されている。「僅六百年餘の間に、神世以来皇國一統國君の御為には身命を捨て奉仕ことに凝り固りたる倭魂は、變化して佛魂と為り」と、仏教伝来以前に存在した日本固有の倭魂を説いた。とはいえ、信淵にとって倭魂は決して日本民族だけのものではない。「漢土人も亦倭魂あり。宋の文天祥、明の方孝孺(孺)等は倭魂なり」<sup>13)</sup>。ここで信淵が称えた倭魂を持っていた方孝孺<sup>14)</sup>は、黄宗羲が《明儒學案》の巻首に挙げて尊崇している人物である。

春秋戦国時代の封建的政治力の多元性を克服して強大な中央集権の政府を樹立しようとする《韓非子》の思想との類似性が多く、佐藤信淵の思想には絶対主義への傾斜を示し、完全なるポリスが隔々まで管理統制する国家を目指した一種の幻想的な「超」国家＝「世界混同」のユートピアの構想を有していた。信淵における「混同」の語は、「中古は蒙古の世祖忽必烈なる者混同の志を起し」<sup>15)</sup>とあるように、言わば統合併合の意である。〈護國〉の最後に、「混同秘策は日本を根本として全世界の萬國を皆悉く併呑するの議論なり。故に秘すべきこと極て多く、人に見すべき書に非ざるなり。因て是を秘策と名づく」<sup>16)</sup>とある。それは、アヘン戦争から危機感を持ち西洋からの軍事侵略を念頭に置かざるを得ない、対外的危機に根ざした劣等感の倒錯した妄想だったのであろう。

著作は、《農政本論》、《經濟要録》、《復古法》、《防海策》、《混同秘策》、《垂統秘録》などがある。彼の思想は昭和初期から特に重視されたため著作が次々と編集され、大正十四年から昭和二年にかけて滝本誠一が編集した《佐藤信淵家學全集》(全三巻、岩波書店)があり、また、《佐藤信淵武學全集》が《日本武學大系》に収録され、その監修者が「陸軍中将中岡彌高・海軍大佐廣瀬豊・……」など軍部関

係者の名が並んでいることで、信淵の思想が軍部に影響を与えることが分かる。

佐藤信淵の「復古法」は古代支那の制度に由来する<sup>17)</sup>。農学においても《農政本論・後編・卷下》に「我家の農政學は公劉を祖述すること甚だ多し」<sup>18)</sup>と、周の始祖の古法であることを誇示している。一方「抑も此憲法は、我が祖父不昧軒翁の先考玄明窩翁に口授し賜たるを、玄明窩翁の予に口授し賜たる所にして」<sup>19)</sup>と述べ、それが自分の「家學」であることを強調した。当時、農学者として宮崎安貞・貝原篤信は世に名声を得たが、佐藤信淵は「先年筑前國人宮崎安貞・貝原篤信の二子農業全書を著はして、作物の事を論ぜしより、世上始て農業にも法あることを知る者あるに至れり、二子の功於是大なりとす、然れども古來農業を論ずる書は、皆自身に耕作して其理を精究せる者に非るを以て、能く懇到に説たるが如しと雖ども、何れも草木を種樹するの實理に暗くして、百姓を潤澤すること能はず」<sup>20)</sup>、と実践性に欠いたものと違って自分の農学は先祖が実際に耕作して体得したものだと自負している。

《經濟要録》には創業・開物・富國・垂統の四篇があり、第四の垂統は佐藤信淵の思想の核心であった。「垂統ハ經濟ノ最難者ナルコト」、そのために後に《垂統秘録》を著わし、その体系をさらに拡大し政治政策統治を論じている。件の〈小學校篇〉はその中に属する。

垂統の法は三臺六府の行政から構成され、三臺とは教化臺・神事臺・太政臺で<sup>21)</sup>、六府とは本事、開物、製造、融通、陸軍、水軍を指し、それは《周禮》の六官や唐の六典、或は明の六部院寺<sup>22)</sup>に類似する部分もあるが、信淵が新たに組み合わせたと見てよいのであろう。明末清初に顔元は既に政治において「當務之急」の事として、「六府三事」を挙げた。「六府三事」は《左傳》に由来するが、金木水火土谷と正徳・利用・厚生を指している。信淵のプランでは本事府<sup>23)</sup>は農業、開物府は山林及び鉞山、製造府は工業、融通府は商業、陸軍・水軍の二府はそれぞれ陸海の軍事を司る。この六府の政は編民と相関し、人民は八の分野に区分して六府に所属させ<sup>24)</sup>、各自の産業を営ませ、産業ごとに集団で居住する。

信淵は個人私営産業を認めない。物の私有も売買も一切禁じ、悉く融通府が買上げ、そして人民に払い下げる。その際に必ず信牌(証明書)の提示が要

される。この産業国営制度は支那の「權貨法」に由来するもので「愚老が此財用湧出の工夫を得たることは、南宋の趙開が權貨法より出たり」<sup>25)</sup>と信淵自ら認めていた。融通府は「交易所」を置き市舗を開き、公設の質屋である「典當館」を運営するほか、諸国の要津や都会に「平準館」を置き剰余生産物を貯蔵し需要を調節する。「平準」は、《史記・平準書》「大農之諸官盡籠天下之貨物、貴即賣之、賤即買之。……故抑天下之物、名曰平準」に見えるように、漢武帝が行った「均輸・平準法」に由来する。そして、秦の官制を継承した漢の行政にも大司農の配下に「平準令丞」の官が置かれ、物価の安定をコントロールしていた<sup>26)</sup>。

このような信淵の構想は、近世末期という時代背景から起ち上がっている。土地と人口の分配に支障が生じ、増税政策は困窮なる農民の生活をさらに圧迫した。また初期資本社会が形成され、商品経済の発展は貧富格差を拡大させる。貞享四年（1687）に京都西陣鍋町で起こった集団「乳子」殺害事件は、下層職人が抱いた生活苦悩を曝露した。《天明年度凶歳日記》には天明三年の奥羽諸国飢饉の悲惨な実態が記録されている。1804年に出羽大地震が発生し、天災が起こした社会的不安と人民の困窮が一層激しくなった。享保年間から絶路に面した貧民による蜂起が一層頻繁に発生し百姓一揆や農民の集団的逃散などが支配者の経済的基盤を動揺させ、その上、子捨て・子殺しの事件が絶えず、農村の窮乏による間引きの増加は労働力の減少を招き、封建的支配体制の基盤を根底から揺るがした。「子間引は、うろぬくの義なり。即空抜の省言なり。其の間を空くするの意也。」<sup>27)</sup>とあるように、間引きは元来、木苗や農作物の過剰繁殖をコントロールするため、余分なものを抜き捨てるの意である。過剰の繁殖は却って田圃に害を起す、この認識から実施された間引きは古来の伝統であり、過剰な苗や雑草を抜き、蟲を殺すことは農業経営に不可欠な手段であった。自ら人口をコントロールすることは農民の智慧であるが、しかし統治者側から見れば、経済政治の危機を招く嚴重な犯罪行為にほかならない。故に諸藩・幕府は間引き対策として養育料の給与や仏教の説教による教諭など、様々な養育奨励策を行った。養育奨励制度自体は、周の戦国時代に既に実行され、《國語・越語・上・勾踐・下》には「生丈夫、二壺酒、一犬。生女子、二壺酒、一豚。生三人、公與之（乳）母。

生二子、公與之饌。」と人口増産のための出産手当制度が作られていた。

佐藤信淵は周の古典を精読し、父の信季、また信季の門下である林子平らとよく農政を論じ、飢饉や間引きなどの問題と関わる幕府の経済政策を分析し解決への道を考案した<sup>28)</sup>。彼は文化九年の暮れに家老匹田松塘あてに差し出した書状の中に、「先ず小生の頸を斬りて後以て弊政を更革し、以て舊染の悪俗を一新し、以て秋田の封内を充実し、以て横殺の赤子を救済し、」<sup>29)</sup>と墮胎・陰殺という「間引き」の社会実態を批判して、《經濟要録》において蓄財による富国の誤りを指摘し、官府の蓄財は人民の困苦を増加し、結果として子を陰殺・墮胎に至らしめるとした。佐藤信淵の著作の随処には間引きに対する批判が見え、「殺兒醫者の多き」に憤慨した。

### 三．佐藤信淵の學校論

佐藤信淵の學校論は、《垂統秘録》中の「小學校篇」にまとめられている。彼の教育論に関して最も優れた解説としては、春山作樹『日本教育史論』<sup>30)</sup>が挙げられる。春山はその書で、熊沢蕃山、貝原益軒と同時に、「佐藤信淵の教育観」<sup>31)</sup>に一章をあてている。幕末の国学者であった父を持つ春山作樹は、東京帝国大学大学院で教育学を専攻した後国民啓蒙に力を注ぎ、満州事変・国連脱退などの危機的状況を座視できず文部行政の是正に力を入れたが、国粹主義に傾ける晩年、佐藤信淵の著作が興味あるものであったのは自然であろう。

佐藤信淵の《小學校篇》を略説して述べよう。まず、「三臺六府の制度を立てて国家を治むるときは、人類萬物皆その所を得て、仰いで父母に孝養し俯して妻子を愛育し、生を養ひ死に喪して恨みなからしむる要道である」と、国家行政が最も大事なものは人民の養生喪死に関することであると言っている。この点は《孟子》や《荀子》の伝統的な儒教思想に則しているものである<sup>32)</sup>。それを実現するため信淵は、《混同秘策・卷之一・関西》では「凡ソ人家ノ一万程ノ中ニハ必ず病院ト養院トヲ設置テ」<sup>33)</sup>と、貧困疾病に罹った人々を救済すべく「病院」と「養院」の設立を構想した。庶民の陰殺問題を意識して、子供が順調に生まれ育てられることのできる環境の建設も念頭に置かれていたのである。上述の「病院」と「養院」は《經濟要略・下》では「養生所」と

「養育所」とされる。また《垂統秘録》では「療病館」と「慈育館」とに対応する。そして、これらの施設は「小學校」に属するものなのである。

小學校の中に「養生」を含むということは、現在では想像し難いが、明治五年に発布された〈學制・第二七章〉に示された下等小學における十四の教科には「養生法」が習字・會話・修身・算數・體術、唱歌などの学科と並んでいることを思い出せば、養生と小學校との関連もわずかに理解できる。もちろんこの時期の養生は健康の意へ移行しつつある。但し、《説文解字》には「禮官養老，夏曰校，殷曰庠，周曰序」とあったように、（學）校はそもそも養老の場であった。岩国藩が明治三年に藩校「養老館」を改革し中學・小學を設置したことは、養老の場から子どもの養生へと転換する學校の変遷の好例であろう。

佐藤信淵は、「人類萬物が皆その所を得て滋息蕃衍するのは天地の神意であるから」と言い、三臺六府の政事は天地の神意を奉行する法であると確言した。制度として各地域には必ず小學校を建て、「教育所」から俊秀なる八歳以上の男の子を選抜して小學校に入れ、洒掃・應對・進退の禮儀を教え、四書・小學・近思録を始めとして六經の素讀を授ける。ほとんどの國學者は漢籍の素讀廢止を推進したが、信淵にとっては漢籍は基礎的な教養であった。小學校にある優秀英敏なる兒童を選んで學問・文武の諸藝を習わせ十五歳になると王都の大學校に進学させ、學藝をさらに勉強せしめて國家の有用な人材に備える。一方、凡庸の子は家に帰し、各自の好む所で就業し産業を習わす。但し信淵においては、職業の選択は好む所に随えたが、一度決まったら職業も住所も固定されることに注意しなければならない。小學校には教化臺から上官一人・中官二人・下官四人が附けられ、神事・太政の二台からも官僚が出張する。小學校では時々村の人たちを集めて道學を講じ篤く人倫を修むことを教諭する。小學校は教化臺の出張所であって人民を教育する場であったと同時に、神祇臺の官員が村々の年祈祭・雩祭・報恩祭等の諸神事を勤め行い、出生した小兒に名を銘し米錢を賜り、元服禮や葬禮を修めてその祭事を行う。太政臺の官員は勸善懲惡の政事を掌り、善事を行う者を小學校に上達して褒賞を賜り、悪い者を厳しく摘発し、正道に従わない者を追捕して禁獄させ處罰する。故に小學校には牢獄を設け、刑罰をも執行する。

また、陸軍府から都尉一人・卒頭四人・精卒百人ずつ交代に番し嚴重な警備を行い区内の不虞を警しめ、非常の事件があれば速に小學校に達して下知を受けしめる。

更に小學校の門前には交易所・典當所が置かれ、小學校の配下に廣濟館、療病館、慈育館、遊兒廠、また教育所の五つの施設を置き、万民の教化と養生を掌り、いわば社会福祉施設の構図である。故に小學校は同時にその地方に於ける最高の官庁で民政・軍事・警察・司法・行刑・救済まで兼ねているのである。

小學校の配下に置かれた、廣濟館、療病館、慈育館、遊兒廠、教育所の五つの施設とは、それぞれどのようなものなのか、見てみよう。

### 一. 廣濟館

高一萬石以上の土地には必ず「廣濟館」を建て、三臺と本事府・開物府・融通府から官僚を出役して、洪水・火災などの災難があったり、或は飢饉や悪病が流行したりした際、官僚はその所に行き見分し、米錢衣財等を人民に賜り、百姓を困窮患苦から救済する。また、道路を修理し橋梁を架し、堤防を築き渡舟を作ることより、山を開き海を埋め、田畠を墾し諸物産を興し、鹽を焼き漁獵を始むる等のことまでを行う。

### 二. 療病館

高一萬石ばかりの土地には「療病館」二箇所を設け、醫師三四人、世話役五六人を置いて病者に薬や食物を与え看病する。もし病人が多い時には醫師も介護者も増員して、治療と看病とに最善を盡すこと。また、薬をはじめ、病人の衣食や諸雑費はすべて官府より給し、病後も困窮する時は「廣濟館」より錢糧を与えられる。その地の人民のみならず疾病に罹れるすべての者は他國の旅人たりとも皆これを療養して遍く衆を救ふのが目的である。

### 三. 慈育館

《混同秘策》では慈育館と遊兒廠とを包含して「養育館」という名称を使っていたが、「慈育館」は、大抵高一萬石ばかりの土地には三箇所建てて授乳期の幼兒を收容し哺育する所で、特に貧民の赤子を養育することが目的である。館の四方に塀または垣を作り囲らし、その内には長屋を幾棟か建て中を仕切って番号を付ける。部屋に七人から十人位までの小兒を容れ、老農や柔弱で家業に疎い者を付き世話人とし、三臺より下官各一人ずつ出張して監督する。村々

から名札を添えて送り来る赤子を受取り、その名札を部屋に懸け、そうすれば父母親族は子供を見舞い、菓子や玩具を与えることが出来る。夜間も留め置くことが出来る。十八ヶ月から二十五ヶ月位の子に山慈姑(かたくり)の細末と水飴とを調和して添加した「加工牛乳」を与え、その後は糜粥と菓子を与える。小児の衣食は悉く官給し、ここにいる小児が四、五歳に達すると遊兒廠に送る。

#### 四. 遊兒廠

高一萬石ばかりの土地には「遊兒廠」二十箇所もあればよい。そこも垣を構え、中に五六間の家を造って、宿泊も出来るように小児の寝所も設ける。衣類・食物もすべて官給である。遊兒廠は離乳期を過ぎた児童を収容し、村中の老人等が世話する。健全に児童を発育せしめるとともに父母をして妨げなく労働せしめることを目的とし、昼間ここに預け夜間は自宅へ帰らせる。この所に遊ぶ幼児はどの家の子にも入ることができる。ここにいる小児は八歳に達すると村の教育所に引渡すのである。

#### 五. 教育所

佐藤信淵の「教育所」は《經濟要略》(文政五年)・《混同秘策》(文政六年)・《農政本論》(文政十二年—天保三年)にまだその名称が出現していなかったため、「教育所」という名称の出現は、天保四年頃と推定されている<sup>34)</sup>。しかし、「教育」の語は、既に《混同秘策》には頻繁に出現していた。「學校ノ政ヲ行ヒ、人材ヲ教育シテ此ヲ皇都ニ貢擧シ且又風俗ヲ美ニシ蒼生ヲ安ンジテ産靈ノ御魂ヲ弘ムベシ」<sup>35)</sup>。

《經濟要略》では「教育所」を「講談所」とし、そこでは「講師」が講義し人民教化するのである<sup>36)</sup>。教育所は高千石ばかりの土地に一箇所ずつ設ける。もし赤子を養育できない貧民がいれば直ちにその子を慈育館に送り、疾病者を療病館に、また老人・鰥寡孤獨廢疾者、災難に遭った困窮する者がいれば、速やかに廣濟館に通達し米錢及び入用の諸物を賜りて濟救せしめる。教化臺の官員は八歳以上の男女児童を集め筆算や雜書の素讀を教える。才質英敏なる男児があれば小學校に入れて勤學せしめる。教育所はいわば地域に最も密着する地域センターである。

大學校は〈小學校編〉に属していないが、《混同秘策・卷之一・東京》によれば、小學校から選抜された十五歳に達した優秀な者が大學校に送られる。大學校は帝都である「東京」(江戸)にあり、そこ

に中央に皇城、西に皇廟、東に大學校、北に教化臺、南に神事臺、更に南に太政臺がある。

皇宮の後宮には皇后の他に侍女七八人、宗廟の中央には天之御中主神、その前方左右に高皇産靈・神皇産靈の二神を安置し、その前にはさらに神々や歴代の皇靈が奉祀せられる。しかし帝都に最も壮麗に尽すのは大學校である。《混同秘策》には「凡大學校ハ造建美麗ヲ盡シ、此ニモ造物主三神及ビ日神并ニ天古屋根神、天太玉神等ヲ其中央ノ奥ニ安置シ、其前面ニ高く法座ヲ設ク。是レ教化大師ノ日々法教ヲ講談スル處ナリ。法座ノ上ニハ寶蓋ヲ釣り、左右ニハ金花ヲ飾リ、珠玉金碧ノ精工ヲ究極シ人目ヲ眩曜スルニ宜シ。是此大師ハ造物主ニ代テ産靈ノ大道ヲ説シ、蒼生ヲシテ天地ノ至理ヲ開悟セシム。尊敬スベキノ最上タリ。大師ノ出入幸行必ズ音樂鼓吹アリ、傍ニ一箇ノ玉座ヲ設ク。是レ時々天子モ親ラ出テ聽聞スル所ナリ」と。學校は宗教的な教化機関で、「教」が「神道」と深く関わっていたことは、拙稿で既に「教の原義」<sup>37)</sup>に関して解明しており、実は、明治三年に大教宣布の詔が発せられた後、五年に「神祇省」を廃し「教部省」が宣教の事業を担い、東京には「大教院」、地方には「中教院」が設置されていた。學校が「教—祭祀」の場であることは古来の伝統であり、「學校ハ、人々ニ祖神ノ尊崇祭スヘキ所以ヲ、教ユルコト専務ナリ」<sup>38)</sup>。

信淵にあつては、近代天皇制の構想と違って、「天子」の他に、典範としての「教化大師」が立てられ、天子も時々教化大師の講義を聞かなければならない。教化臺の教化大師を神聖な最高典範として權威を保たせるため彼の法宮にも金碧の精好を尽すべしと言う。教化大師は「清俗」の「學校ノ生員」を支配する。生員は「誠明、神祇、儀禮、音樂、法律、武備、醫術、天數、地理、通譯」の十科に分けられ、上達した者が官員に補任する。

以上が信淵が描いた小學校・大學校の理想図である。學校は人民を教化する政治機関であり、軍事・刑罰にまで及んでいることは、《周禮》に従う政教一致の伝統に棹差している。「地官司徒」は教化の官僚であり救貧・療病から土地開墾までの事業を行う行政長官であった。學校の傍らに交易所・典當所まで設けるのは、それが經濟に関わるからであり、學校がそもそも「貯蔵庫」に由来することを語っている。

ところで、小學校及びその配下の諸施設の運営費

は何処から捻出するのであろう。莫大な國費を要する社会福祉制度に対して信淵は《萬物統括の法》を用意し、解決策の「泉源法」を挙げている。泉源法とは各村十七、八歳以上の男女が毎日二刻ずつ労働しその所得を積立て、その金は教育所が管理する。十年積立てて年一割半の利息を加えこれを本として廣濟館・療病館・慈育館・遊兒廠等を設け學校を立て、徐々に三臺六府の政を実現するのである。この泉源法は信淵が自ら言っている通り支那の社倉・義倉の思想から出たものである。もちろん、義倉や學田の制度は早くも日本に伝来していた。貝原益軒は「日本後紀に、孝謙天皇天平寶字元年大學寮田二十町をおかる。……勸學田と號して、大學寮の費に供せられしと見えたり」と言い、「諸國にも學校あり。學校田ありて、志あるもの學校に入てそのまなびす。」<sup>33)</sup>と述べた。しかし、信淵の時代には既に學田制度が荒廃していた。もちろん荒廃した理由は、その実践には大きな欠点を抱えていることを指摘しなければならない。

#### 四. 黄宗羲の學校論

「教」が「神道」と深く関わるものである限りで、「教」の場たる學校が宗教的な教化機関であり同時に政治機関であり、またそれが、經濟とは「經世濟民」のことでありいわゆる「政治」全般との意味となることから、經濟の機関ともなることは、前稿で明らかにした學校の原像の性格から発する事態である。その痕跡は、佐藤信淵の學校論の基本にそのまま顕われていた。各地域に設けられる小學校は「天地の神意」を奉行する三臺六府の行政の一つの場であって、小學校は教化臺のいわば出張所であって人民を教化する場であったと同時に、神祇臺・太政臺・陸軍府等と緊密に連携していた。今の小學校イメージからすればとても考えられないことに、小學校に牢獄を設け刑罰をも執行するとされていたことなどはその一例である。學校は、人民の「養生」・「養老」のセンターである一方、優秀な人材が教育所から選抜され小學校、そして「教化大師ノ日々法教ヲ講談スル処」たる大學校へと入れられることになっていた。

このように學校の原像の痕跡が色濃く残る近世の學校論を眼前にした時、少し時代を遡るが、そうした學校論と一見対照的な學校論との比較に食指を動

かされよう。そうしたものとして、明末・清初期の思想家である黄宗羲（明萬曆三十八年・1610—清康熙三十四年・1695）の學校論を挙げることができる。彼もまた、佐藤信淵と同様、一つの時代の終わりに復興を模索した社会改革思想家であった。字は太沖、梨洲または南雷と号し、現在の浙江省餘姚の出身である。彼は「經世致用」という治世に実用の學問を唱道した。著述は百種以上にのぼり、《明儒學案》・《宋元學案》・《明夷待訪録》・《南雷文案》・《易學象數論》・《西洋曆法假如》等があり、1949年以後に《黄梨洲文集》が再び編纂される。特に、《明儒學案》は漢籍の中に初めての學術史として評価されている。

十七世紀において東アジア大陸の思想界には呂坤、黄梨洲、顧亭林、王船山、朱舜水、顔習齋などの大家が現われる。彼らに共通する特色は、実用の學問を重視することである。宗羲は、陽明学の系統を受け、「人心の理は、即ち天地万物の理」として観念論を主張したが、当時流行していた禪の悟りを排斥し、儒仏混合の學説を極力批判した。その思想の根底には儒教的な「氣一元論」があり、《孟子師說・浩然篇》には「天地間只有一氣充周，生人，生物」と言い、氣は「人を生じ物を生じ」、一氣の運動によって、萬物が生成したのである。「天地を通し、古今に亘りて、一氣に非ざるなく」、氣は萬物の本源であると論じた。その思想は貝原益軒まで影響することは指摘されておいてよい<sup>40)</sup>。

《明夷待訪録》は黄宗羲が明室復興に絶望した後、歴代の史実に鑑みて著した書物である。「明夷」とは《易》にある卦名で、離（日）下坤（地）上、太陽が地下に隠された様を表し、《左傳・昭公五年》「明夷之謙，明而未融，其當且乎」と天明前の昏暗の意を解説する。暗い闇の時代にあっても世俗の流れに従って邪惡に陥ることはいけない、賢臣が貞正の徳を守り身と明知を隠すべき。宗羲は、世の夜明けを待ち明君が現われこの治世の大法が訪れることを待つという意味で《明夷待訪録》と名づけたのである。《明夷待訪録》の〈題辭〉に、黄宗羲は、「如箕子之見訪」と自ら言っている。殷紂王の大臣箕子は正道を守るために監禁されたが、殷滅後、周武王の訪問を受けて洪範を授けたのである。黄宗羲は自分も箕子と同様に聖王の訪問を待っていると。しかしながら、殷の官僚だった箕子が周民族の王の師になったことを自分の「希望」として抱い

ていた黄宗羲は、最後まで自分は明の遺臣と自認し清皇帝からの招きを拒否した。清は彼にとって「夷」であった。彼の歴史観では周・殷ともに「中華」であり「夷」ではないと考えられたが、事実周は「西夷」であり、かかる「中華」は後世が作り出したフィクションであることは彼は認識できなかった。黄宗羲の思想は、「中國」観念を形成し全国民に深く浸透した明の民族教育の成功を反映しており、そして「中華」意識が再び高唱された清末という急変した社会で革命運動に強力な刺激剤となった。梁啓超は『清代學術概論』において、「清代經學之祖推炎武，其史學之祖當推宗羲」と評しながら《明夷待訪録》を絶賛し、譚嗣同らと共に密かに《明夷待訪録》を抜粋して数万部を印刷して散布したのであった。その黄宗羲の「學校論」は《明夷待訪録・第五・學校》に要約されている。

黄宗羲は、先ず「學校，所以養士也」と學校の伝統的な目的として人材養成を掲げる。しかし、古代の聖王ではその趣旨に止まらず、「必使天下之具皆出於學校」，天下を治める方策がすべて學校から発せられていた。故に朝廷の儀式，法令の公布，養老，孤児救済，戦勝の報告と捕虜の審判，大きな出陣には將兵を召集し，重要な裁判には吏民を集め，国家行事としての祭祀などすべて學校で行ったのである。しかし黄宗羲はその古来の伝統だけは學校創設の眞の目的ではないと唱えた。なんとなれば、「天子之所是未必是，天子之所非未必非，天子亦遂不敢自為非是，而公其非是於學校」，天子の是とすることは必ずしも是でなく，天子の非とすることも必ずしも非でないから，天子もまたかくて敢えて自ら是非を決めることはできず，その是非決定は學校に公開され託されるのである。これこそ學校の眞の役目である。天子は是非の標準にならない故に，「學校」こそが是非を決する「公」の場でなければならぬ必要があるのである。しかし「三代以下，天下之是非一出於朝廷。天子榮之，則群趨以為是，天子辱之，則群擿以為非。……而其所謂學校者，科舉鬻爭，富貴熏心，亦遂以朝廷之勢利一變其本領」，三代以後，天下の是非はすべて朝廷で決められ，天子が誉めそやすと皆が同調し，天子が貶すと皆が非であると言ひ，行政全般を俗吏に委ね，故に學校は，単に科挙のために騒ぎ争い，富貴のために心を焦がす場となり，朝廷の権力と財力によって學校の本質は一変させられたのである。そのため，人材も民間

から選抜されるようになり，學校は人物養成という務めも失ってしまったのである，と。

黄宗羲は學校の目的喪失をこう慨嘆しながら，學校が書院に変じてしまったことを述べる。宗羲が言う「書院」とは學校に対する官立・私立の学問所である。唐玄宗の頃に宮中の書庫である「麗正書院」があり，宋の時代から民間には書院が盛んに建立された。「書院がなにか非とするところがあると，朝廷は必ずそれを是であると言って誉めそやし，なにか是とするところがあると，朝廷は必ずそれを非であると言って貶す」。ここは宗羲の史観には強烈な主観性が見える。

続いて，黄宗羲は歴史上に起こった二つの学生運動を挙げてそれを賞賛する。権力者を憚らずに激烈な非難言論を行った東漢太學の三万の學生，宮門に伏し太鼓を打ち鳴らし李綱の起用を請うた宋の太學生たち。黄宗羲はそれらの學生の行動を高く評価し，そしてかかる学生運動を潰した者たちこそ，国を滅ぼしたものだと言う。

「天之生斯民也，以教養托之於君」，天は人民の「教養」を君主に委託したのに，ところが授田の制度が廃止され人民が自分で田を買って我が身を養っていき，その上になお租税を課する。學校制度も廃れ，人民が無知で教化を必要とするのになお権勢と名利で彼らを誘う。これはまさに不仁であると黄宗羲は批判する。ここで，人民への「教養」は統治者の責任とされた，いわば教化と養育である。

そして，學校のあるべき姿は黄宗羲は以下のように描く。

まず，従来のように朝廷から郡県の學官を任命することはもう許せない。地方の公論で大儒者を依頼して學官を担当してもらう。身分を問わずに誰でも立候補できるが，逆に，公正な世論に忤り，「我々の師とする資格がない」と皆が判断すれば，學生たちは立ち上がってその者を代えることができる。太學の祭酒（學長）の地位は宰相と等しく，当世の大儒者を推薦するかあるいは宰相の退官者が担任する。朔日ごとに天子が太學に臨幸し弟子の列に就き，官僚たちも出席させ，祭酒が南面して講義する。政治の欠点について祭酒は直言して憚る必要がない。また，皇太子たちも十五歳になると太學に入って学ぶ。彼らに人民の実情を知らせ，決して宮中に閉じこめ宦官や宮女に囲まれることを許さない。

地方の郡県でも一日と十五日ごとに，町中の紳士



と學徒を集め學官が講義する。官僚たちも弟子の列に就き、決して役所の事務を口実にして欠席することを許さない。政治に欠点があれば糾弾し、大きな誤りがあれば太鼓を叩き大衆にアピールする。もし辺地の郡県で大學者を得られぬ場合、学問徳行が優っている郡県の長官は自ら講義してもかまわないが、もしその官が年若く実力がないなら、士子（學生）たちが騒ぎたててそれを退ける。

各地の仏寺・道観・尼庵を、大きいのは書院に改め経師がそこを掌り、小さいのは「小學」とし蒙師がそれを掌る。寺の産業は學校の所属となりそれで貧困の生徒を援助する。学問操行を修めた者僧侶・道士は學校に帰属させ、その他の者は各本業に還らせる。また、世間に流布している書籍や個人の蔵書を広く集めて購入し、一書ごとに三冊を筆写して一冊を宮内の書庫に、一冊を太學、一冊をその地方の學校で保存する。古文の師法を得ていない当代の文集や、実用性を欠いた奏議、史学に無用な記事はすべて出版禁止。時文・小説・詞曲・応酬の文章・模範答案集などは、刊行されたものを版木まで焼き棄てる。試験の模範答案集や模擬試験集を作る者は、弟子員であれば退学させ、現任官は免職、退官者は辞令を取り上げる。

民間の吉凶祭礼はすべて《朱子家禮》に従って行う。喪服の制度、位牌の寸法、衣冠の様式、宮室の形制、すべて學官が規定し商店の職人に委嘱して製作してもらう。町から離れた村落では、蒙師がその禮を指導して習俗を改める。地方の遺蹟及び古賢たちの墓や祠宇を修理または表彰することも學官の務めである。儒教の禮に合わない淫祠を撤去し、土地・穀物の神社だけを残す。故に、村落都会には違禮の祭祀があり違法の衣服があり市場に無益な品を並べ地上にまだ埋葬していない棺があり、流行曲が耳に聞え卑俗な言葉が町に満ちているならば、それは學官の怠慢を証明しているのである。

以上のように、黄宗羲は儒教の立場から仏教と道教の廃絶を推進し、さらに印刷出版物を厳しく管制しようとする。そして社会風俗礼儀作法をすべて朱子学に則させるべきだと考える。その朱子学の教化の重鎮が學校なのである。

## 五. 黄宗羲と佐藤信淵との比較

もとより、明末に、戦乱を逃れるために大陸から

大勢の人々が日本に亡命して来た。清の政權が確立後、記録によれば、清の始め頃、1650-1722年の間に、大陸から長崎に着いた唐船は年間平均五十艘である。僧侶・医師・学者・画家・商人たちが次々と長崎に到着し、唐三寺（興福寺・福濟寺・崇福寺）が建立され、大陸と日本との交流の拠点となり、大量の印刷物と情報が往来していた。その中に、日本に定住する人々も大勢いて、特に医師が幕府の許しを得て、日本で医術を伝授する者が多かった。李時珍の「本草綱目」や徐光啓の「農政全書」が日本にもたらされ、佐藤信淵・貝原益軒を始めとする学者たちに大きな影響を与えた。日本における「本草學」の発展や荻生徂徠の古学派の形成はその時代の産物とも言えよう。信淵の唐人との接触については不明であるが、彼が多量の漢籍を読み大陸文化との連続性を持ち、しかも当時の最新情報を常に得ていたことは、彼の著作から伺えることである。

このため、黄宗羲と佐藤信淵との思想的関連性が窺え、二人とも理想社会を描く社会改革者であった。二人が生きた時代には百五十年の差があるが、両方とも異民族との文化衝突に直面している。黄宗羲は明室が滅亡し満州族が統治する時代に、君主政權を批判し孟子の民本思想に基く社会建設の設計図を描いたが、一方、佐藤信淵は、アヘン戦争から危機感を持ち西洋からの軍事侵略を念頭に置きながら藩政・幕府への不満を根底にして強大な君主神権国家（天下）の壮図を雄雄しく企てる。時代は違ひまた片や君主主義批判、片や君主神権国家の建設とその一見した様相を異にするのだが、しかし両者の学校イメージには共通性がある。

全体として両者において経済への関心が高いということをまず指摘すべきである。支那には古来の「重農輕商」の政治思想があり、秋田にも安藤昌益のような極端的な農本思想家がいるが、黄宗羲と佐藤信淵では、農業も工商も皆、経済に属し共に社会の基礎であることを二人とも認識している。「主國家者」が務むべき「經濟三要」とは「精農政、括萬物、勉教化」であって<sup>41)</sup>、このように、「經世濟民」としての經濟という分野は決して「學校」と離れた存在ではない。

宗羲の《明夷待訪録》に田制三章・財計三章を設け、經濟政策論を展開した。一方、信淵の《經濟秘録》の構成は顧炎武の《天下郡國利病書》に類似し、各地方の物産資源・農田水利・工鉞交通などを分析

するものである。「上は國君及び卿大夫、下は農工商賈に至るまで、心を一にし力を同じくして開物の業を勉勵し、境内の水陸を經營して、遺利無からしむるのみ」と、開物・創業による富國法を提出したが、残念ながら空論が多く実践し難いところがある<sup>42)</sup>。

學校について、黄宗羲は「治天下之具皆在學校」と唱え、顔元も「本原之地在學校」<sup>43)</sup>と言いその弟子の李塨も「言經濟首在復學校選舉」<sup>44)</sup>と言う。學校は「治天下」「經濟」＝政治の場であるから、儒学者が學校を重視するのは当然である。そして、學校における「郷飲酒」について、黄宗羲は「およそ各地方に郷飲酒の禮を行う際、郡中県中の紳士や士子を集める。平生において輿論から指摘されていない七十歳以上の士人や、大きな過ちを犯したことはない八十歳以上の庶民は、年齢に従って南面にして座り、學官や郡県の官は皆北面し、老人たちに教誨を頂くと述べる。郷飲酒の集會は《禮記・郷飲酒義》の〈鄭注〉「郷飲酒義者、以其記郷大夫飲賓於庠序之禮、尊賢養老之義也」に示されたように、學校における伝統の敬老の儀式である。佐藤信淵も「いずれの教育所にも月並の祭禮・年祈祭・雩祭・報恩祭などの時には、三臺の官人と議して酒肴を設け、村々の人民を集めて大いに酒を飲ましめ、歡呼歌舞してその楽しみを盡さしめる」と、教育所における祭祀と飲酒共食の行事を語る。學校で行った地域共同体の飲酒共食は社会秩序を維持するための教化手段である。

中央の學校について、惠棟の《明堂大道録》には「明堂為天子太廟、禘祭・宗祀・朝覲・耕籍・養老・尊賢・饗射・獻俘・治曆・望氣・告朔・行政、皆行于其中、故為大教之宮」と、明堂は天子布政の宮であり、大教の宮であることを主張する<sup>45)</sup>。明堂を通じて「天下の教化」と「贊天地之化育」を実現する。つまり、教と育の原点は「明堂」＝學校にあった。ところで、黄宗羲は天下の是非を學校で決定することこそが學校の眞の使命だと強調していた。言い換えれば「學校」は現下の議會のような政治機関でなければいけないのである。信淵が説いた「大學校」にも會堂があり、三臺の官僚はそこで熟議を凝らす。「諸官人等ノ選舉モ學校ノ政ナルヲ以テ、講堂ノ後ロニハ一箇會議堂有テ、天子及ビ三臺六府ノ官人悉ク此ニ會聚シテ政事ヲ議スルコトアリ。會議既ニ決定スルノ上ハ、大事ハ必ズ宗廟ニ祭告シテ而後ニ行

フ」。大學校はいわゆる最高政治の機関なのである。

しかし、二人が構想した一見民主主義の原形であるかにみえる「學校」であるが、実はそうとは言えない。彼らの「議會」機能は、彼らの基本たる固執した「儒教・神道」を脱することが出来ない。学生運動を煽り輿論を興し「儒教」に合わない「異端」を退治するのは宗羲の政治手段である。「異端」の出典は《論語・為政》「攻乎異端、斯害也已」にある。《孔子家語》には異端の言論を放つ者を直ちに死刑にかけろべきだと孔子は論じている。集権専制政權である明王朝は、厳しい思想統制をし程朱理学を官学と決め異端を厳禁した。近代中国の学者たちに高く評価され、民主主義・自由主義の先学とされた黄宗羲は、明の教化をしっかりと受け継ぎ、儒學者として伝統的な「統治教化」システムから脱してはいなかった。

海後宗臣の『日本教育小史』に幕府の學問所について、「これは學校というべき程のものでなく政務に関する諮問の機関であった」と評し、「中世の學校と言われた金沢文庫も足利學校も學校としての形を備えたものではな」と述べたが<sup>46)</sup>、學校はそもそも国家政治の中心であり政務諮問機関であり、その伝統は、宗羲にも信淵にもはっきり示されていた。近代の「學校」観を以って近代以前の「學校」は學校ではないと論じるのは論理的にも本末転倒としか言えない。學校は無用な文芸を遊ぶ場ではなくて国家政治の中心であるため、そこに国事に参加する官僚の質が「選舉」によって左右される。科挙試験をも含む「選舉」とは、人民投票公選の意ではなく、學校が選抜して官僚として薦めることを指している。宗羲も信淵もこの伝統の意味通りに選舉を語る。

《元史・卷八十一・選舉志第三十一・選舉一》「選舉之法尚矣。成周庠序學校以郷三物教萬民而賓興之、舉於郷升於司徒司馬論定而後官之」と、學校は「選舉」の場であることを明言する。故に1725年に完成された《古今圖書集成》という類書では、「學校部」は「經濟彙編・選舉典」に属していたのは明晰な分類である。

しかし、二人には顕著な相違も見える。土地の公有・平均化を主張した黄宗羲は、天下を私有財産と視て子孫に伝えようとする君主や、そのまわりに万民を苦しめて個人の利益を図る官僚・胥吏・宦官を激しく批判し、「君は臣の綱」という儒教的封建思想を痛論して「君とは天下の大害なり」と喝破した。

当時の学者の間には君主制に対する反感は蔓延し、《明夷待訪録・原君》に「後之為人君者不然，以為天下利害之權皆出於我」，「視天下為莫大之産業，傳之子孫，受享無窮」とあり，唐甄はさらに《潜書・室語》に「自秦以來，凡為帝王者皆賊也」，と帝王とは大盜賊であると道破した。

他方，階級差別を認める信淵は，生まれつきの天稟の差に本づく不平等を肯定している。これは，素行が貴賤の差とは自然的な倫理であると説いたように，江戸時代の社会通念と言えよう。だが，神国日本を説く信淵は万世一系の君主制を力説しながら同時に「教化大師」の教化政治を提唱する。師＝典範として選ばれた三臺の教化大師は造化の神意を体得し天地の至理を説き化育の功を參贊する者である。君主制に対する黄宗羲の批判は厳しいが，社会思想統制の色彩が逆に信淵より強い。「何謂奢侈？其甚者，倡優也，酒肆也，機坊也」，「倡優有禁，酒食有禁，除布帛外皆有禁」<sup>47)</sup>，歌舞遊樂の職業をすべて禁ずべきだと主張する。それに対して，信淵は構想した帝都の中には旅館・酒樓・歌館・娼家・戲場・交易場等々がある。すべて國有國營制であるが，大都会には風流の場所も含まれることは，人間性の需要を認めるのであろう。

黄宗羲も佐藤信淵も排佛者である。一般的に言えば，現実を重視する实用主義者はほとんど仏教に対しては嫌悪感を持つ。安藤昌益の徹底的な官僚否定と無神論には及ばないが，黄宗羲は儒教を奉じながら「形隨神滅」論を奉ずる者である。《明夷待訪録・財計三》に「今夫通都市之市肆，十室而九，有為佛而貨者，有為巫而貨者，有為倡優而貨者，有為奇技淫巧而貨者，皆不切於民用，一概痛絶之，亦庶乎救弊之一端也」と言い，佛・巫は倡優と同様に，無用の贅沢物であり社会經濟を破壊するものであると論じる。それに対して，信淵は仏教を排斥する一方，政治は常に皇廟の神前において行われ，政治と神道とが不可分の関係に立っていた。

その信淵の場合，本居宣長や平田篤胤が説いた天照大神の御本国なる故に万国の大宗たる国なるべきという説を継承し，世界の成立に日本は特別な地位を占めていることを主張していた。《混同秘策・宇内混同大論》に「皇大御國は大地の最初に成れる國にして世界萬國の根本なり故に能く其根本を經緯するときは則全世界悉く郡縣となすべく，萬國の君長皆臣僕と為すべし」と，万国を征服して皇化に浴せ

しめ世界帝國を建設することは日本の「國際責任」だと壮語した。さらに積極的な実践法とする武力侵略の戦略を縷説したのである。《混同秘策》に詳しく記されているが，兵制・軍隊の訓練法から世界征服までに及ぶ。「故に皇國より他邦を開くには，必ず先づ支那國を吞併するより肇る事なり」，「支那既に版圖に入るの上は，其他西域・暹羅・印度亞の國，侏儻馱舌・衣冠詭異の徒，漸々に徳を慕ひ威を畏れ，稽顙匍匐して臣僕に隸せざることを得ん哉」<sup>48)</sup>。出兵の計画として青森府などから満州，松江府などから朝鮮，そして支那を占領する。一方，大泊府は臺灣を取り，最後は熊本府から「親征」をし，南京に「假皇居」を造り，神社を造営し，學校を建てること。「十數年ノ間ニハ支那モ亦統平スベシ。是皆皇國ニハ全地球ヲ混同スベキ天然ノ形勢アルガ故ナリ」<sup>49)</sup>。

## 六. 終わりに

近世にあっても，古代の學校の原像は色濃く痕跡をとどめ続けていた。本稿では，そのことを鮮明に浮かび上がらせるべく，佐藤信淵をとり上げ，もう一人黄宗羲をもとり上げて，彼らの「學校」概念について論考してみた。

佐藤信淵の學校論にあつては，學校は，「天地の神意」を奉行する三臺六府の行政の一つの場であった。顕著なのは，「經世濟民」としての經濟＝政治的機能のいくつものが小學校に凝集していたことである。その具体的な事柄については，ここでもはや縷説するまでもないが，小學校の門前に交易所・典當所が当然のように置かれ，小學校の配下に廣濟館，療病館，慈育館，遊兒廠，また教育所の五つの施設が置かれたことは，特筆に価しよう。それは，學校が「貯蔵倉庫」から発展してきた施設であり，學校は，地域住民の「教化」・「養生」のセンターであった。これに対して，黄宗羲の學校論にあつては，學校が君主の世俗的統治に対抗的に「學校」こそが是非を決する「公」の場でなければならないといういわば學校主義に徹していたとはいえ，むしろそれゆえに學校の政治的機能は先鋭化されていたことになる。このような學校イメージは，學校の原像を歴史の古層から吸い上げることによって，それぞれにおいて成立していた。

佐藤信淵の學校論は，その「小學校」という名称

と共に、明治維新期の学校論になにがしかの影響を与えることにもなったのであろう。本論は枚数のため、黄宗羲と佐藤信淵の学校構想に非常に類似する明治初期の教化政策に深く関与した鈴木雅之の思想に言及し彼らの思想的関わりを論証することは出来ないが、すくなくとも、信淵の議論が、なによりも東京遷都と皇国・征服主義という二点で、明治以降の現実の中で具現化されたことは、紛れもないことである。

## 註

- 1) 拙稿「教育の語源学(2) - 〈學〉〈校〉の原像」『東京大学大学院教育学研究科教育学研究室紀要』第24号, 1998.6, 参照。
- 2) 『新訂増補国史大系』。
- 3) 貝原益軒《大和事始・卷之四・二十五・學校》, 《益軒全集》卷之一, 751頁。
- 4) 《近藤正齋全集・第三, 好書故事・卷之十一・學校一・洛陽學校》。
- 5) 《昌平志・卷第二・事實誌》参照。
- 6) 犬冢退翁《昌平志・卷第二・事實誌・寛政五年九月十八日の条》。
- 7) 《増補致道館記》, 昭和十年刊, 石川謙『近世の学校』, 高陵社書店, 昭和三十二年, 130頁, から重引。
- 8) 《混同秘策・卷之一・東京》, 日本思想大系45『安藤昌益／尾藤正英校注・佐藤信淵／島崎隆夫校注』岩波書店, 1977。
- 9) 佐々木克『江戸が東京になった日』, 講談社選書, 2001, 95頁。前島は『鴻爪痕』(大正九年)の「自叙傳」に, その遷都論を書いたのは明治元年三月であると主張したが, 江戸開城は元年(慶応四年)四月であったから, 三月はありえないと佐々木克は指摘している。
- 10) 《岩倉公實記》・中巻。
- 11) 《たまたすき・九》。
- 12) 「編纂趣意書」, 日本武學大系『佐藤信淵武學集』, 上巻, 日本武學研究所編, 昭和十七, 1頁。
- 13) 嘉永二年〈存華挫狄論〉, 同前注。
- 14) 彼は明の皇帝朱棣に協力しないため, 歴史上初めて十族(九族のほか, 友人門生を含め)を連帯して殺された。
- 15) 〈兵法一家言・附録・實武一家言卷之五・護國・第九〉, 前掲注(12), 中巻。
- 16) 同前注。
- 17) 《子虚に答へたる復古法》, 『佐藤信淵家學全集』・中巻に収録。瀧本誠一編, 岩波書店復刻版, 1992, 286-291頁。
- 18) 同前注, 中巻, 179頁。
- 19) 前掲注(17), 上巻, 593頁。
- 20) 前掲注(17), 上巻, 923頁。
- 21) 教化台は全国の教化を司る。神事台は全国の神社の祭祀及び神官の任免を司る。太政台は皇領の地の官吏を補任し, また, 都察院大理寺がこれに属し諸省・諸国・諸邑の非理を監察する。
- 22) 吏・戸・禮・兵・刑・工・都察院・大理寺。
- 23) 春山氏は「書物によって微細な点になると一致を欠くと思われる所もあり, 名称も時として違っている。例えば同一物を本事府といたり農事府といたりする類である。」と指摘したが, 「夫農ハ國家ノ基根, 此ノ府ハ政事ノ大本ニシテ」(《垂統秘録・六府篇・本事府》)。「農為本」の思想からその用語の兼用が理解できる。
- 24) 本事府に属する草民, 開物府に属する樹民・鉞民, 製造府に属する匠民, 融通府に属する売民, 陸軍府に属する傭民, 水軍府に属する舟民・漁民である。
- 25) 前掲注(17), 下巻, 841頁。
- 26) 《漢書・百官公卿表・上》に参照。
- 27) 《磐城志・卷之二》, 『磐城史料叢書』, 上巻, 50頁。
- 28) 林子平との関係は佐藤信淵の自説によるものであるが, 林子平側の資料では佐藤家の門人になったことを触れていない。森銃三は既に『佐藤信淵一疑問の人物一』(今日の問題社, 昭和十七年)において信淵は虚言を作り上げ自分を売ることを焦っていることを告発していた。本論は飽くまでも信淵の学校論に集中するため, 信淵の人柄に対する批判を省略する。
- 29) 「奉呈松塘匹田君封事」。
- 30) 春山作樹『日本教育史論』, 国土社, 1979。
- 31) 初出『教育思潮研究』三卷二輯, 昭和四年。
- 32) 《孟子・梁惠王・上》「養生喪死無憾, 王道之始也」。
- 33) 《混同秘策・卷之一・関西》, 前掲注(8), 452頁。
- 34) 島崎隆夫「佐藤信淵一人物・思想ならびに研究史」, 同前注, 641頁。
- 35) 前掲注(8), 443頁。
- 36) 〈經濟要略・下〉, 前掲注(8), 565頁。
- 37) 拙稿「教育の語源学(1) - 〈教〉と〈師〉の原義」『東京大学大学院教育学研究科教育学研究室紀要』第23号, 1997.6, 参照。
- 38) 杉森六郎兵衛「學規ノ議案ヲ謹テ論ス」, 『日本教育論争史録・第一巻 近代編(上)』, 第一法規, 昭和五十五, 37頁。
- 39) 前掲注(3), 751-752頁。

- 40) 黄宗羲は儒教的生成を説くのに対して、平田國學は儒教を排斥し古道の生成を論じていたが、実は両方ともに《易》の生成理論に基いていた。
- 41) 前掲注(17), 上巻, 586頁。
- 42) その佐藤信淵の經濟理論が幼稚なものであることについては、小野武夫『佐藤信淵』, 三省堂, 昭和九年, 227頁, 参照。
- 43) 《習齋記餘・送王允徳教諭清苑序》。
- 44) 《恕谷先生年譜・卷三》。
- 45) 《明堂大道録・卷一・明堂総論》。
- 46) 海後宗臣『日本教育小史』, 講談社, 52頁, 54頁。
- 47) 《明夷待訪録・財計三》。
- 48) 前掲注(17), 中巻, 197頁。
- 49) 《混同秘策・卷之二》, 前掲注(8), 477頁。